

ごみ減量とリサイクル

基本方針

- 方針1 ごみ減量の推進
- 方針2 リサイクル率の向上
- 方針3 安定したごみ処理

平成36年度までの数値目標

(基準年度は平成19年度)

- ①ごみの排出量…約30%減
41,660 t/年(1人1日当たり651g)
- ②燃やせるごみ排出量…約50%減
22,483 t/年(1人1日当たり352g)
- ③資源化率…約45%
総資源化量 19,936 t/年
- ④埋立量…70 t/年

ごみ減量とリサイクルを推進するためには、市だけでなく市民、事業者の方々がそれぞれの役割に基づき協働で取り組むことが必要です。

352gってどれくらい?

りんご1個と卵1個。これだけで、燃やせるごみ1人1日当たりの数値目標とほぼ同量です(リンゴ300g、卵50gで計算)。必要な分だけ購入し、無駄なく使って、ごみを作らないようにしましょう。



市民の役割

発生抑制、再使用、再資源化など

事業者の役割

自己適正処理、拡大生産者責任(※下注)

市の役割

情報提供、協働の推進、進行管理など

計画の概要版を配布

ごみ処理基本計画の本計画の概要版(左参照)を、市政情報コーナー(市役所3階)、環境対策課(市役所2階79番窓口)、ごみ対策課(総合リサイクルセンター3階)、清掃工場、各地域学習館、各市立図書館などで配布しています。また、本計画は、市ホームページ(右下2次元コードからアクセス可)のほか、同所でご覧になれます。



※拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

立川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 概要版

～ 未来へつなごう ごみをつくらないライフスタイル ～

2Rの推進
ごみの減量(削減) 再使用
Reduce Reuse

※2Rとは、
廃棄物削減やリサイクルの観点から「リデュース(Reduce-ごみの発生抑制)」、「リユース(Reuse-再使用)」、「リサイクル(Recycle-再資源化)」の3つのうち、ごみ削減と再資源化の観点から「リデュース」の削減と「リユース」の削減を注視してまいります。

立川市キャラクター「ぐるりん」

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「ごみ処理基本計画」という)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)の規定により、立川市(以下「本市」という)の区域内から発生するごみの適正処理について長期的・総合的視野にたった基本となる事項について定めるものです。

本市では、清掃工場の老朽化・移転問題から、燃やせるごみの減量と分別の徹底による資源化の推進を喫緊の課題としてきました。このような状況の中、平成25(2013)年11月1日より家庭ごみ戸別収集・有料化を実施し、ごみの減量・資源化の推進を図っています。

本計画は、ごみの適正処理を進めるため、「平成22(2010)年5月に策定したごみ処理基本計画(以下「改定前計画」という)の達成状況を確認し、関連計画や法制度の動向、社会情勢の変化に応じて本市が抱える課題に対応していくため、改定を行うものです。

平成27(2015)年

指定収集袋の減免制度について

一定の条件に該当する世帯(右表)を対象に、ごみ処理手数料の減免として指定収集袋を交付しています。申請に基づき、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。袋のサイズは、世帯人数により決定します。

転入等の異動があった場合は、随時、申請受付を行っています。くわしくはごみ対策係 ☎(531) 5518 へお問い合わせください。※複数の要件を満たしていても、重複しての交付はできません。

注1 大正5年4月1日以前に生まれた方を対象とした制度で、「高齢基礎年金」とは異なります

減免対象となる世帯
生活保護法による生活保護を受けている世帯
中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯
児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯
老齢福祉年金受給世帯(注1)
身体障害者手帳1級・2級の方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
愛の手帳1度・2度の方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
精神障害者手帳1級・2級の方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
要介護4・要介護5の認定を受けている方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
市長が特別な理由があると認めた世帯

びん・缶の出し方

びんと缶は、右写真のように、容器を用意していただき、容器に直接入れて出してください。袋で出されると、処理施設での選別作業に支障をきたしてしまいます。容器は、段ボールなどの紙容器以外なら、どんなものでも構いません。ご協力をお願いします。※集合住宅は所有者等が容器を用意することになっています。



スプレー缶・カセットボンベは穴をあけて



スプレー缶・カセットボンベは、必ず中身を使い切り、火の気がない屋外で穴を開けてから「缶」の収集日に出してください。

「燃やせないごみ」に混入していたスプレー缶が原因と思われる収集車内での火災事故が発生しています(右写真)。中身が残っていると収集・処理する過程で、爆発や火災事故の原因となり、大変危険です。安全なごみ収集・処理のためにご協力をお願いします。



6月22日の火災事故の様子